

～認定企業の取組内容～

社会福祉法人 御荘福祉施設協会

所在地：南宇和郡

業 種：社会福祉事業

労働者数：148人

（男性30人、女性118人 令和4年11月1日現在）



プラチナくるみん認定：令和4年9月29日

〈 行動計画取組状況 〉

《計画期間》 平成30年10月1日～令和4年3月31日 （4期目）

《内 容》

目 標 1： 男性の育児休業の取得を推進する。

→行動計画期間の期首と期末に、全職員を対象に意識調査を実施。取組結果を周知・共有し、各種制度の利用促進を図った。

目 標 2： 所定外労働の削減、定時退社を促すためノー残業デーを継続する。

→毎月5日、15日、25日をノー残業デーとし、ポスター掲示や、各日必ず全職員に周知徹底し定時退社を勧奨した。

目 標 3： 年次有給休暇の取得率を、平成29年度実績(67%)以上とする。

→年次有給休暇の個人の取得状況を把握し、取得率が低い場合には個別に取得を促した。計画期間中の取得率は徐々に向上し、令和3年度の取得率は78.0%となった。

目 標 4： 働き続けながら子育てを行う労働者がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制および働き方の見直し等に関する管理職研修を行う。

→職員のキャリア形成のための管理職研修を各年度1回、継続的に行った。

※参考

育児休業取得者数

- ・ 男性の育児休業取得者は2人 （取得率 40%）
- ・ 女性の育児休業取得者は6人 （取得率 85%）

プラチナくるみん「プラス」認定：令和4年11月15日

不妊治療と仕事との両立に関する取組



1 不妊治療のために利用できる制度の整備

令和4年4月1日、次の①、②の制度を整備し、全職員に周知。

① 休暇制度

＜不妊治療休業制度＞ 休業開始日の属する事業年度から5事業年度の期間において、通算して最長1年間まで休業可能。

② 両立支援制度

＜時間単位の年次有給休暇付与制度＞

＜不妊治療のための所定外労働の制限＞

＜不妊治療のための短時間勤務制度（所定労働時間6時間）＞

2 不妊治療と仕事との両立の推進に関する方針及び内容に関する労働者への周知

令和4年4月1日、「不妊治療と仕事の両立について」のトップメッセージ（宣言）を全職員に周知。

3 不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための研修等の実施

令和4年10月10日、全職員を対象に「不妊治療と仕事の両立に関する研修会」を実施。

4 両立支援担当者の選任及び労働者への周知

令和4年4月1日、両立支援担当者を1名選任し、相談窓口として全職員に周知。